

老老発第0410003号
老計発第0410001号
老振発第0410001号
平成20年4月10日

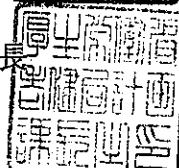


各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局老人保健課長



計画課長



振興課



「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について」及び「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」の一部改正について

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）及び指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）の一部が平成20年4月10日に改正されることに伴い、関係通知の一部を下記のとおり改正し、同年5月1日から適用することとしたので、御了知の上、管内市町村（政令指定都市を含む。）、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

記

- 1 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について（平成12年老企第44号）の一部改正
別紙1のとおり改正する。

2 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について
(平成18年老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号) の一部
改正

別紙2のとおり改正する。